特別講演６：株券電子化に向けた周知・啓発活動について

証券決済制度改革推進センター　事務局長　松永　和夫氏

証券決済制度改革推進センターの松永です。いつも、株券電子化をはじめとしました証券決済制度改革推進につきましての御協力をいただき、この場をお借りしまして御礼を申し上げたいと思います。

私どもの推進センターは、株券の電子化をはじめとし、証券決済制度改革に係る民間ベースでの最終的な意思決定や、あるいは合意機関として、証券決済制度改革に関連する全産業界の方々からメンバーとなっていただいている、証券受渡・決済制度改革懇談会の事務局です。

その中で現在は、主に私どもは株券電子化の周知・啓発活動を中心に活動しているところですが、今回のフォーラムもその一環として、各方面の御協力をいただいて開催しております。

今回その中で株券の電子化についての周知・啓発に関し、現在行っている周知活動、また、これから予定されています周知活動の内容等について御説明をさせていただきたいと思います。

まず、お手元の資料に基づいて御説明します。資料１ページの下の段でございますが、私どもの古い資料で、平成 17 年５月に実施し、最終的には９月ごろにデータがまとまったものです。

今後の株券電子化の移行を円滑に行うために、実体的にどのくらい株券がどういう状況にあるのかということを調査した上で、より効率的な周知活動を行っていこうということをもとに実施した内容です。

このところで、大きくポイントとしては３点ございます。

１点目は、よく言われている個人のタンス株というのがどのくらいあるのか、ということです。

２点目は、証券会社の保護預りになっているけれども、保管振替機構に預託されていない株券がどのくらいあるのか、ということです。

３点目は、金融機関がどのくらい担保として株券を受け入れているか、ということです。

これにつきまして次の２ページですが、実際にアンケートをさせていただいたのが、都銀、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、日本経団連の御協力を

いただきまして事業会社が対象ですが、担保関係については 100%近い回収率でした。この点については、大変な御協力をいただき、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。

具体的なデータですが、5ページに金融機関が担保として受け入れている量は 93 億株ということです。法人担保分が 79 億株、個人担保分が 14 億株となっています。ちょっと飛んで、この総合的な数字が、先ほど保管振替機構の齊藤企画部長からも御説明がありましたが、資料の 23 ページの下の合計というところに、この調査時点においては、保管振替機構に入っていない株数が、下の合計のところの右から４番目、非預託分 1,044 億株ということになっています。そのうち証券会社の保護預りになっていて、保管振替機構に預託していない株数が 290 億株、先ほど御紹介した金融機関の差入れ担保になっているのが 93 億株という数字になっている状況です。

なぜこの点に注目したかと言うと、資料 30 ページの次の資料、保管振替機構が株券電子化小委員会の移行分科会で使用された「移行分科会における検討状況について」の４－１ページの囲みの真ん中に、平成 16 年 11 月及び 12 月のところで、特定口座の預入れというのがあります。このところで、いわゆるタンス株を中心とした預託が行われました。このところで保管振替機構、証券会社、名義書換代理人で事務処理がかなりなものになり、ペーパークライシス状態になったということです。その際の数量というのが月平均で 63 億株、特定口座に関して 120～130 億株が入ったということで、月平均すると 63 億株が事務処理の可能最大値ではないか、ということが大体分かったということです。

こういったところで、先ほど御紹介しましたところの矢印の下ですが、証券会社の保護預りで保管振替機構に預託されてない株数が、290 億株あるということです。一方、金融機関にあるのが 93 億株あるという状況です。これについて「移行分科会における検討状況について」４－１ページの欄外に、今回の法律上の手当により、株券電子化に移行するときには移行日の１カ月前の２週間というところは、通常の場合ですと、証券会社の保護預り株を保管振替機構に預託するときにはお客さんの同意を得ると、また、担保の際にもお客さんの同意を得るということが必要ですが、その移行日から１カ月前の２週間については、お客さんの同意をなしに預託をできるという法律的な手当をしていただいた、という旨が資料４－１の欄外の注１、注２にあります。そういった手当をしたのですが、実際に事務処理が可能な株数というのが、１カ月平均で 63 億株でございますので、２週間というと 30 億株ということになります。

証券会社の保護預りで保管振替機構に入れてないものが実際的には 290 億株、金融機関の担保の差入れが 93 億株あるという状況では、２週間ではなかなか処理ができないという状況です。これについての何らかの対応が必要であろうということに現在なっている状況です。

そういったことで、ではどういう対応の方向性、解決策があるのかということになります。これについて、資料 26 ページ、例えば事業法人ですと、保管振替機構の非預託株の取扱いということで、証券会社の保護預りで非預託のが 171 億株あるというものについては、矢印でＡとなっている「特例期間前の保振の預託の推進・周知」、この特例期間というのが、移行日の１カ月前の２週間、この２週間より前に預託を促進しなければならないだろうということです。

同様に、円グラフの下に法人差入担保が 79 億株あります。これについても、「特例期間前の保振預託の推進・周知」ということで、このところでスケジュール等を含めた具体的な預託周知についての検討をしていく必要があろうということが、今考えられている状況です。具体的なこの特例期間前の預託のスキームは、保管振替機構の株券電子化小委員会の移行分科会で検討しているのですが、そこのところをベースとして、資料の最後の「株券電子化に向けた周知・啓発活動計画（案)」を掲載しております。

案を作る際に移行の想定日を、例えば 2009 年１月１日として、図で言いますと、上の欄の一斉移行日を想定日とすると、特例期間というのが 2008 年 12 月１日から２週間ということになるわけです。この期間で処理できるのが 30 億株しかないということですので、預託の前倒し処理が必要であろうということで、計画表の４番目に「事前預託推進の主なターゲット」という欄があります。そこで、保護預りの非預託分、あるいは金融機関の担保の受入株の処理について、現在保管振替機構の株券電子化小委員会の移行分科会で処理スキームを検討しているわけですが、その検討が 2006 年６月、７月、８月ぐらいにはできるだろうということです。

そのスキームを受けた段階で保護預りの非預託分の保管振替機構への預託のスキームを処理していこうと。併せて、金融機関における受入担保についても、できましたスキームに則って処理をしていきましょうと。その処理期間、スキームができて以降、2008 年６月ぐらいまでに処理をしていこうということになりますので、それに対応した周知・啓発活動をやっていこうというスケジュール案です。

ただ、それ以外に今の２点、証券会社の保護預りの非預託分、金融機関の担保の受入というのは株券電子化の一斉移行日前までには必ず保管振替機構に預託処理をしておかなければならないということでございますが、もう一方、個人のタンス株とか、法人のタンス株というものがありますので、この預託等の対応も必要になってくるわけです。これにつきましては本人名義であった場合にはそのまま特別口座で処理をするという方法もあります。しかし、その特別口座では、すぐに売買ができず、新たに証券会社で口座を作りまして、そちらの方に移行した後に売却をするということがありますので、状況によっては、個人の本人名義であっても証券会社に預託をされてくるということが想定されるわけです。証券会社の保護預りで保管振替機構への非預託分とか、担保の受入に係る預託処理というのは2007年以降から本格的に始まりますので、証券会社、信託銀行、保振では、個人あるいは法人のタンス株の処理が物理的に、事務的に間に合わないということでございますので、今年の早々から個人のタンス株、あるいは法人のタンス株につきましての預託促進を図っていきます。その預託促進のための周知活動もしていくということを考えている状況です。

その際に、具体的な周知活動でございますが、計画表の下の欄で、個人の投資家、事業会社の財務担当者向け、証券会社向け、銀行等向け、発行会社の株式担当者向け、ということをそれぞれ私どもの方で対応を図らせていただこうと思っております。そこの細い実線部分が、私どもが御紹介しました皆さんに対しての周知・啓発活動、点線部分で囲ってある矢印のものが、該当する、例えば、事業会社の財務担当者でしたら御検討をいただく、あるいは御準備をいただくという内容のものです。

具体的に申しますと、例えば事業会社の財務担当者においては、関係者によりまして特別口座の取扱い、その費用の負担方法とか受入方針、その案を作っていただくとか、あるいはそのへんの合意の形成をしていただく、あるいは諸事の取扱いをどうするのかといったところを御検討いただければと思います。

そういった中で、近々に私どもの方が計画しているのが、対発行会社の株式担当者の2006年の欄の一番下の矢印ですが、「株主への周知要請」というところで、総会決議通知等の株主に対して実施する通知で周知等を図っていくということで、現在私どもと発行会社、株懇、信託銀行と御相談をさせていただきながら株主総会の決議通知、いわゆる配当等を株主にお送りする通知の中に株券電子化の制度を紹介するリーフレットを同封していただいて周知を図っていこうと現在計画をしているところです。

このへんのところが直近の活動でして、あとは時系列的に、計画表で言いますと３段目の各種調査で、調査を年に１回ほどやって実態数値をつかみながら適切な周知活動をさせていただければと考えています。

短い時間で説明が不十分なところもあって聞きづらかったと思いますが、また、細かい御質問等がございましたら、推進センターにいただければと思います。また、最後になりますが、今後とも株券電子化を中心とする証券決済制度改革について、御理解と御協力をいただけますよう、よろしくお願い申し上げるとともに、これからまだブース展示の御見学や、セッションへの引き続きの御参加をよろしくお願いいたします。

本日、フォーラム等に御参加いただきましてありがとうございました。以上で御説明を終了させていただきます。どうもありがとうございました。